

東日本大震災復興関連事業チェックシート (平成23年度第3次補正予算)					(文部科学省)		
事業名	被災学生への奨学金貸与等に対応するシステムの構築		担当部局庁	高等教育局		作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度		担当課室	学生・留学生課		学生・留学生課長 松尾 泰樹	
会計区分	一般会計		施策名	V-1 意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	独立行政法人日本学生支援機構法 (平成15年6月18日法律第94号)		関係する計画、通知等	「教育振興基本計画」(平成20年7月1日閣議決定)			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	(独)日本学生支援機構が行う奨学金事業において、東日本大震災の被災学生等に対する緊急採用奨学金の貸与及び奨学金の返還期限猶予制度等に関する運用の改善に伴い奨学金業務システムを改修し、奨学金事業を円滑に実施することを目的とする。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	(独)日本学生支援機構の奨学金業務システムについて、以下の改修を行う。 ①緊急採用奨学金の貸与制度の見直し【当該年度の4月以降貸与 → 前年度の事由が発生した月まで遡して貸与可】 ②第一種(無利子)奨学金の予約採用受付の複数回化【年1回 → 年3回】 ③返還期限猶予制度の見直し【延滞状況にある者に対しては猶予不承認 → 猶予承認可】 補助率:10/10						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
23年度予算額 (単位:百万円)	当初	第1次補正	第2次補正	第3次補正	計		
	-	-	-	183	183		
成果目標 (アウトカム)	成果指標	単位	目標値 23年度 (年度)	活動指標 (アウトプット) <small>※上段( )書きは予算措置の累積に係る見込み</small>	活動指標	単位	23年度活動見込
	本事業は、東日本大震災の被災学生等に対する奨学金貸与事業の運用の改善を図るためのシステム改修を目的としていることから、定量的な成果目標を設定することは困難である。				奨学金システムの改修による処理人数	人	108千人
単位当たりコスト	1,690円(円/人)		算出根拠	単位当たりコスト=平成23年度第3次補正要求額(183百万円)÷処理人数(108千人)			
事業所管部局による点検							
項目				内容			
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。				「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」において、「奨学金や就学支援等の支援」や「奨学金、授業料免除等の多様で手厚い就学支援」が示されており、本事業は、これらの趣旨に基づき実施するものであり、整合性はとれている。			
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。				被災地等から学生等への奨学金による支援充実や経済的負担軽減に対する要望が寄せられており、被災学生等が経済的理由により修学を断念することがないよう、国としても支援を行う必要があるため、優先度の高い事業である。			
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。				東日本大震災により被災した学生等に対する緊急採用奨学金の貸与及び返還期限猶予処理等の的確な実施により、被災した学生等が必要とする時期から貸与を受けることが可能となる等、修学への支援を効果的に実施するための事業である。			
費用対効果や効率性の検証が行われたか。				本システムを構築することにより、被災した学生等に対する奨学金支援に関する事務を、従来より一層効率的かつ円滑に実施することが可能となる。			
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。				(独)日本学生支援機構は、教育の機会均等に寄与するための学資貸与を事業の一つとしており、本システムの構築は、学資貸与の関連事業として(独)日本学生支援機構が実施するものである。			
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。				システムの構築に当たっては、工程表に基づき計画的に実施する。			
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。				システムの構築に当たっては、工程表に基づき進行管理を行うとともに、一般競争入札等により、事業を執行するなど透明性を確保することとしている。			